

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

利用者負担額に係る行政不服審査法に基づく審査請求手続の公立と私立における施設別による差異の解消

提案団体

松原市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問すること及び不服申立前置が適用されないよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。

具体的な支障事例

保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならない、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(私立幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれると考えられる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条第2項、第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

滝沢市、館林市、新潟市、浜松市、刈谷市、犬山市、京都市、神戸市

○当市においては、令和2年3月に公立保育所に通う児童の保護者から保育料の変更決定について審査請求がありました。

当該審査請求においては、保育所が公立保育所であることから、保育料が「公の施設の使用料」に該当するため、地方自治法第229条第2項の規定により、裁決にあたっては、議会に諮問する必要があります。そのため、直近に開催される6月議会での諮問となり、裁決までに時間を要することとなりました。

一方、私立保育所の場合は、保育料は負担金として扱われることから議会への諮問でなく、行政不服審査会への諮問となり、比較的迅速に裁決を得られることとなります。

同じ保育料に関する審査請求であっても、保育所が公立であるか私立であるかの違いにより、手続きが変わり、裁決の時期が異なることは、請求人に理解されにくいと、公立、私立にかかわらず、行政不服審査会への諮問とするのが適切と考えます。

○利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれることから制度改正の必要がある。

○議会への諮問を要する審査請求に関連して、本件と同様の提案(令和元年)に対する総務省の第1次回答において、『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)(第7次地方分権一括法)において、給与等に関する事務に係る審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、事後の報告とする旨の改正を行っているが、その際、給与等に関する事務に係る審査請求において、特に認容裁決となる場合には、地方公共団体の財政に影響を与える結果となり得るところ、本案審理に入る事案について、諮問手続を簡素化することは適当ではないという整理がされている。』と示しているが、本提案における事例のようなケースにおいては、公立であれ、私立であれ、地方公共団体の財政に与える影響として結果的に異なることなく、合理的な説明が難しい。

また、本提案における事例のようなケースであれば、仮に認容裁決となった場合の財政に影響する額としては月数万円程度と考えられるが、これが与える地方公共団体の財政への影響がどの程度なのかについては、当該地方公共団体の財政規模により異なる。加えて、個々の案件により、影響額は大きく異なる可能性もあり、単に審査請求の対象となる処分の種類のみにより一律に諮問を要することは合理的ではない。

仮に、地方公共団体の財政への影響の観点から議会への諮問を必要とする場合であっても、各地方公共団体の実情に応じ、諮問の要否について自ら何らかの基準を設け決定できるような制度(例:地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分のような制度)の創設について検討するなど、地方自治法の趣旨を踏まえつつ、行政不服審査法の趣旨も鑑み、審査請求人の権利保障についても配慮した迅速な裁決が可能となる方策が望まれる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

30

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

重度障がい者等の就労中における介助の法定給付化

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

重度障がい者等の就労中における介助については、全国一律の制度として法定給付化されることを求める。

具体的な支障事例

常時介護が必要な重度障がい者については、就労中においても日常生活と同様、生活上の介助が必要であるにも関わらず、現行制度上では、就労中であることをもって法定給付(重度訪問介護サービス等)の支給対象外とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

障がい者を理由として、働く意思と能力がありながら働くことのできない方に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進する。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、福島県、郡山市、栃木県、前橋市、千葉市、神奈川県、川崎市、新潟市、高山市、四日市市、滋賀県、たつの市、松江市、宇和島市、長崎市、熊本市

○常時介護が必要な重度障がい者について、就労中においても日常生活と同様、生活上の介助が必要であるにもかかわらず重度訪問介護サービスの対象外となり、ボランティア活動としている声がある。重度の障がい者の就労機会に支障が生じている状態である。

○先天性難病により、人工呼吸器装着、頻回なたん吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能のため大学卒業後就職を希望された事例がある。雇用主による合理的配慮は、本人が就労するに当たっての支援については可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについてはまでは求められず、結果として就業の機会が奪われることになる。特に医療的ケアについては、就業の有無に関わらず生命維持のために必要なものであり、重度訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維持のための支援とを切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める。

○令和2年度から地域生活支援事業として、新たに「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が制度化され、障害者雇用促進法で規定する助成金を活用しても雇用の継続に必要な介助時間が足りない場合、市町の判断により通勤支援や職場での介助が可能とされたが、任意事業とされていることから、所要額に対する国庫補助額が全額交付されていない現状では利用が進まない可能性があるため、十分な財源の確保を求めていく必要がある。

○現制度上、就労中の介助を受けられないことが、特に重度障害がある方が一般就労を目指すうえで大きな課題となっている。また、障害がある方の社会参加や共生社会を推進するためには改善すべき課題の一つと考えられる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

79

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療審査会の必置義務の廃止等

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療審査会につき、法の規定により、審査会を必置とせず、常設か、審査請求の提起時の設置かを都道府県の判断でできるようにして欲しい。

具体的な支障事例

高齢者の医療の確保に関する法律第129条において県に設置される後期高齢者医療審査会の審査事項は審査請求の審査のみである。また、同法第130条において準用する国民健康保険法第93条第1項の規定により、この審査会の委員は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織するとされている。

しかしながら、後期高齢者医療の被保険者は原則75歳以上のため、被保険者委員の確保に苦勞しており、また、当県においては、過去10年で審査請求が起こされた実績はなく(総務省の行政不服審査裁決・答申DBに登載されているのは全国で2件のみである。)、委員を選任しても一度も審査会が開催されず3年の任期が満了するという状況である(実際は、保険者委員の異動、被保険者委員が高齢のため任に堪えられない等の理由でほぼ毎年委員の選任を行っている。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

審査会委員選任事務の軽減による行政の効率化及び委員に選任された被保険者の利便性の向上(各種書類のやりとりの削減)

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第129条及び第130条(国民健康保険法第93条1項)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険審査会の必置義務の廃止等

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険審査会につき、法の規定により、審査会を必置とせず、常設か、審査請求の提起時の設置かを都道府県の判断でできるようにして欲しい。

具体的な支障事例

国民健康保険法第92条において、都道府県に設置される国民健康保険審査会の審査事項は審査請求の審査のみである。また、同法第93条第1項の規定により、審査会の委員は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織するとされている。
しかしながら、当県においては、審査請求が起こされた実績は少なく(昭和33年以降4件のみ)、委員を選任しても一度も審査会が開催されず3年の任期が満了することが続いている(実際は、保険者委員の異動等の理由でほぼ毎年委員の選任を行っている。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

審査会委員選任事務の軽減による行政の効率化及び委員に選任された被保険者の利便性の向上(各種書類のやりとりの削減)

根拠法令等

国民健康保険法第92条及び第93条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高松市

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民の利便性向上のための市町村と日本年金機構との年金受給者口座情報の共有

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。

具体的な支障事例

年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。
還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。
また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。
還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。
これは全ての市町村に共通事項である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が年金受給対象者の口座情報を共有することで、還付に誤りがなく、時間がかからず、迅速に行うことができる。
また、住民としても日本年金機構に報告している口座情報を再度市町村に連絡する手間が減り、同一口座に還付されることとなる。
国の進めるデジタルガバメントいわゆる、マイナンバーカードに口座情報を紐づけし、社会保障や税金、今回のようなコロナウイルスのような災害に、マイナンバーを用いて管理するための施策に寄与する。
(消えた年金問題においてマイナンバー制度ができたことも含む。)

根拠法令等

地方税法施行規則第十条(別表(二)第十七号の二様式、地方税法第三百十七条の三の三、地方税法施行規則第二条の三の六

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、花巻市、滝沢市、ひたちなか市、館林市、川越市、千葉市、川崎市、福井市、上田市、三島市、豊田市、新城市、津市、京都市、神戸市、高松市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市、小林市

○年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報について、把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、本市の還付対象は約 2,000 件程度あり、振込エラーは 20 件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。

○6月、8月については、年金特徴の還付が多く(毎年 3,000~5,000 件程度)、振込先口座の把握には多大な労力がかかっている。また、市は年金の振込先口座を把握していると思っている市民からの問い合わせは多い。年金特徴の制度そのものに懐疑的な市民は多く、信頼を保つためにも、できる限り迅速に還付金を振り込む必要がある。

○二重課税のほか、給付費の保険者間調整事務などの大幅な削減が期待できる。

○当市における年金特徴における還付は年間約 3,000 件あり、本人に通知し口座情報を返送してもらうか窓口にて受け取りしていただいている。年金受給者の口座情報を共有することにより、還付対象者の手間をかけず、迅速に還付を行うことができる。

○当市においても、対象者の還付口座の情報確認に時間を要しているため、年金受給対象者の口座情報を共有することで、還付事務を迅速に処理することができるとともに、市民も口座情報を市に連絡する手間が減るため、事務手続きの簡素化が期待できる。

○住民税のみならず、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料並びに介護保険料についても同様の事例となっている。

○通知送付のための事務処理や、口座情報照会への誤記入によるエラー処理、問い合わせ対応等、事務処理の手間が増加することに加え、住民理解も得難い。住民の個人情報の共有は自治体の事務処理の削減だけでなく、住民にとっても無駄な通知が減り、必要であると考えている。

○市町村が年金受給対象者の口座情報を共有することで、還付に誤りがなく、時間がかからず、迅速に行うことができる。また、住民としても日本年金機構に報告している口座情報を再度市町村に連絡する手間が減り、同一口座に還付されることとなる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障害者総合支援法における補装具費代理受領の法定化

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護給付費等と同様に都道府県等が指定した事業者に対して補装具費の代理受領が可能となるよう障害者総合支援法に規定した上で、同法第8条に基づき、不正を行った補装具業者からの不正利得の直接徴収を可能とする。

具体的な支障事例

障害福祉サービスについては、例えば介護給付費について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)第29条第4項により、障害者に代わって都道府県等が予め指定した事業者への支払いが規定されており、同条第5項により、事業者への支払いは当該障害者への支給とみなすとされているところ、補装具費については、同様の規定が無く、代理受領について平成30年3月23日付の厚生労働省通知「補装具費支給事務取扱指針」に規定があるのみである。そのため、代理受領を行った補装具業者が不正に補装具費を受給した場合に、障害者総合支援法第8条に基づき不正を行った補装具業者から不正利得を直接徴収することができない(第8条に基づく不正利得の徴収は、補装具費の支給を受けた障害者本人からの徴収を規定しているため)。厚生労働省通知では、補装具費の代理受領について、各自治体は事業者と契約を交わすこととされており、不正受給への対策も契約によって行うべきとされていると思われるが、補装具業者数は多く、個々の契約のみで事務の適正を確保することには限界がある。(当市の補装具費の支給実績(令和元年度):障害者支給件数:408件、障害児支給件数:142件)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補装具業者に対する都道府県等による指定制度を導入し、それらの業者に対して補装具費の代理受領が可能となるよう障害者総合支援法に規定した上で、同法第8条に基づき、不正を行った補装具業者から不正利得を直接徴収することができるようにすることで、補装具業者との個別の契約のみによるよりも、適正な事業の執行に資するとともに事務の効率化が図られる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について(平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、須賀川市、入間市、横浜市、鎌倉市、上越市、上田市、名古屋市、豊橋市、犬山市、たつの市、防府市、松山市、熊本市、宮崎市

○当市においては、補装具業者と代理受領の方式での契約を結んでおり、不正があった場合は契約を根拠に業者から不正利得金を徴収することとなる。しかし、障害者総合支援法において指定制となれば、他市で不正を行った業者の把握もしやすく、適正な給付につながると思われる。

ただし、指定する都道府県等間での条件などのばらつきを押さえ、指定する業者の質を担保するため、基準については法や省令などで示していただきたい。

○現状特に課題となっている案件ではないが、今後の適正な事業の執行について必要と考えられるため、改正を求める。

○補装具業者との契約の中で、不正を行った際は契約を解除できる旨の規定があるが、補装具業者が不正に補装具費を受給した場合に、障害者総合支援法第8条に基づいて補装具業者から不正利得を直接徴収することができない。

○当市における補装具業者の代理受領の手続きについては、補装具業者の登録にて行うこととしており、同内容を定める要綱に不正利得の徴収について定めている。

○当市においても、補装具業者との個々の契約により、代理受領を行っている。今回の提案の県指定が行われることで、申請者の業者選択の幅が広がる他、不正利得受給の際の徴収についても効率的な事務執行につながると考えられる。

○代理受領に関する契約を3年ごとに更新しているが、件数も多く、事務の負担が大きい。障がい者の方から、契約していない補装具業者での利用について希望があった場合、契約を同時に進める必要があり支給までに時間がかかる。

○例えば住所地特例対象施設に入所している受給者に対する補装具支給は、遠方で生活していることから、施設の所在地の補装具業者が選ばれることが多いが、その場合、今後支給する可能性が無いにも関わらず、市町村は当該事業所と代理受領契約を締結する必要がある。身体障害者手帳の身体障害者福祉法第15条の指定医のように指定制度が導入されれば事務効率及び適正化が図られる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における調理室設置義務の緩和

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

3歳未満児に係る給食の外部搬入(保育所等における調理室設置義務の緩和)

具体的な支障事例

3歳以上児については給食の外部搬入が認められているが、3歳未満児を入所させる場合の調理室が必置となっている。
施設の構造上、調理室を設置するには大規模な改修が必要となり、その間は児童を預かることができず幼保連携型認定こども園への移行ができない幼稚園が県内において3施設ある。
(3歳未満児への給食の外部搬入については、公立保育所及び公立幼保連携認定こども園に限り構造改革特区を活用した場合に認められている。)
当県においては10月1日時点で待機児童が発生しているため、早期に待機児童解消に向けて幼保連携型認定こども園への移行促進を図りたいと考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調理室の設置義務を緩和し、3歳未満児への給食の外部搬入を公私とも可能とすることで、幼保連携型認定こども園への円滑な移行が可能となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市、長野県、浜松市、兵庫県、徳島県、西条市、指宿市

○当市においても、昨年度公立幼稚園の保育所化を行うにあたり、調理室の増設を含む大規模な改修工事を行うこととなった。多額の工事費が必要になったほか、工期が長くならざるを得ないため園運営上の支障(騒音、導線の限定等)が大きかった。
○3歳未満児を預かる場合、給食提供について調理室による自園調理に対応することは、事業者側の大きなハードルとなっていると考える。
一方で、地域における課題として、これまで、主に平成26年度以降、国庫補助金を活用した調理室の設置を伴

う施設整備をすすめてきており、多くの施設が基準を満たして幼保連携型に移行している。このため、今後、給食提供の基準を緩和した場合において、これまでに基準を満たして移行してきた施設との整合性をとることが難しい。

また、外部搬入を認めることによって質の低下につながらないかについては慎重に考える必要があると考える。

○調理室の老朽化に伴う工事等によりやむを得ず調理室を一時的に使えない時期があることから、調理室の設置義務の緩和により柔軟な対応ができると考えられ、提案に賛同する。

○県内に類似事例がある。

3歳未満児の保育ニーズが増加しており受け皿の拡充が求められている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

213

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る事務負担の軽減

提案団体

群馬県、福島県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る当初協議を廃止し、事務の負担軽減を求める。

具体的な支障事例

交付申請の前に、要綱に定めのない事前協議書の提出を求められており、二度手間となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県及び市の事務負担を軽減できる。

根拠法令等

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、秋田県、ひたちなか市、桶川市、川崎市、相模原市、新潟市、加賀市、長野県、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県

○事業が複雑多岐にわたるほか、年度内に複数回協議依頼があること、協議様式も事業によって異なること、協議依頼から提出締切まで期限が短いこと等から県ではとりまとめの負担が大きい。
協議依頼で示される交付方針及び協議様式も、提出期限の直前まで差し替えがあるため、事務に支障が生じている。
○交付申請の前に、要綱に定めのない事前協議書の提出を求められており、二度手間となっている。
○事前協議書において詳細な内容を提出し、国と調整後、正式に交付申請書を提出しており、二度手間となっている。
交付申請前の事前協議書において詳細な内容を提出させることで該当項目を審査する意図は理解するが、交付申請時に事前協議の内容を別紙で添付するなど、事務を一本化することで、事務負担の軽減が図れる。
○当初協議と交付申請で報告する金額等は同じであるが、提出する書式が異なりそれぞれ作成しなければならず事務負担となっている。また、当初協議書の提出様式は事業ごとに細分化され記載内容が多く、煩雑で作成に時間を要している。
○交付申請の前に、要綱に定めのない事前協議書の提出を求められており、二度手間となっている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

214

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る申請書類等の簡素化及び交付決定時期の統一化

提案団体

群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る補助区分種目について、細分化されている補助区分種目を統合し、交付申請書や交付決定時期を統一化するなど、事務の簡素化を求める。

具体的な支障事例

- ・同補助金の補助区分種目が複雑かつ多数であり、それぞれ交付申請書や当初協議書の様式や提出時期が異なっているほか、交付決定時期も異なっていることから、大きな事務負担となっている。
- ・特に、県は市町村のとりまとめを行う必要があることから、負担が非常に大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県及び市の事務負担を軽減できる。

根拠法令等

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、ひたちなか市、桶川市、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、加賀市、福井市、長野県、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、久留米市、沖縄県

- 同補助金の補助区分種目が複雑かつ多数であり、それぞれ交付申請書や当初協議書の様式や提出時期が異なっているほか、交付決定時期も異なっていることから、大きな事務負担となっている。
- 昨年度までは事前協議、交付申請、交付決定等について、それぞれ2回に提出時期が分けられていたが、今年度の事前協議の提出は全て5月20日にまとめられており、今後の交付申請、交付決定についても、統一化されることになれば、事務負担の軽減が図れる。
- 医療扶助に関する協議書は、各事業ごとに調書が必要となり、作成に時間を要している。「健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業」では、レセプトを活用したデータ収集とそれ以外で調書が分かれており、煩雑である。レセプト点検等事業については中国残留邦人分と分けて作成する必要があり、確認事項が多く、煩雑である。就労支援員が生活保護と困窮者を兼務している場合、積算内訳等の作成時に実績等で按分しなければなら

ず、事務負担が大きい。

○補助区分種目が細分化されているため、交付申請書や協議書の様式が多岐にわたり、提出先や交付決定時期も異なっており事務負担が大きい。したがって、補助区分種目の統合、交付申請書や交付決定時期を統一することによる事務の簡素化をお願いしたい。

○事業や国庫財源により申請時期、交付決定時期が異なる場合があり、その分とりまとめ等の時間がかかり、負担となっている。

○同補助金の補助区分種目が複雑かつ多数であり、それぞれ交付申請書や当初協議書の様式や提出時期が異なっているほか、交付決定時期も異なっていることから、大きな事務負担となっている。

特に、県は市町村のとりまとめを行う必要があることから、負担が非常に大きい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

227

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「老人福祉法第 11 条の措置の実施の事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第 2 で整理がされている。
別表第 2 の 61 の項に係る事務(老人福祉法第 11 条の措置の実施に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。
しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第 2 の 61 の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。

具体的な支障事例

老人福祉法第 11 条の措置の実施(老人ホームへの入所等の措置)に関する事務については、当該措置の対象者は、同条第 1 項第 1 号の規定により、「65 歳以上のものであって、環境上及び経済的理由(政令で定めるもの)により居宅において養護を受けることが困難なもの」等としており、また、当該委任を受けた老人福祉法施行令第 6 条第 1 号において「当該 65 歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。」としている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第 22 条第 20 号ロにおいて「老人福祉法施行令第 6 条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。」とされていることから、老人福祉法第 11 条等で定める要件の該当性を適切に確認するためには、中国残留邦人等支援給付等関係情報が必要と考える。
しかしながら、番号法別表第 2 において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。
当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、上述のとおり中国残留邦人等支援給付は生活保護とみなすこととされていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護関係情報と中国残留邦人等支援給付等関係情報を同一の法的根拠に基づき扱えるようになるため、行政の効率化に資する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 32 条、老人福祉法第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、豊田市、京都市、高松市、東温市、久留米市、大村市

○中国残留邦人等の置かれている経済的・年齢的な状況に鑑み、老人福祉法第 11 条に規定する措置を適切かつ効率的に行うため、制度改革が必要である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第 2 で整理がされている。
別表第 2 の 62 の項に係る事務(老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報(市町村が保有している情報のうちにあつては生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている)。
しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第 2 の 62 の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。

具体的な支障事例

中国残留邦人等支援給付は生活保護制度に準じて制度設計されており、当市においては、生活保護と中国残留邦人等への支援給付を同内容のものとして扱っており、「舞鶴市における老人福祉法の施行に関する規則」の別表第 2 の費用徴収の階層区分において従来は「生活保護法による被保護者」と記載されていた箇所に「中国残留邦人等への支援給付を受けている者」を平成 20 年に追加している。
老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務については、「負担能力に応じて」費用を徴収することとなるため、上述のとおり生活保護関連情報に加え中国残留邦人等支援給付関係情報が必要と考える。
しかしながら、番号法別表第 2 において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。
当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、中国残留邦人等支援給付に関する事務は、生活保護制度に準じて制度設計されていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護関係情報と中国残留邦人等支援給付等関係情報を同一の法的根拠に基づき扱えるようになるため、行政の効率化に資する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 33 条、老人福祉法第 28 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、上田市、京都市、高松市、久留米市、大村市

○中国残留邦人等の置かれている経済的・年齢的な状況に鑑み老人福祉法第 11 条に規定する措置を適切かつ効率的に行うため、制度改革が必要である。